



長野県報

4月6日(月)
平成21年
(2009年)
第2055号

目次

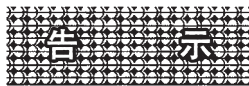
告示

土地収用法に基づく事業の認定(企画課土地対策室)	1
生活保護法に基づく介護機関の指定(地域福祉課)	2
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の業務の廃止(地域福祉課)	3
基本測定の終了(2件)(建設政策課)	4

公告

随意契約の相手方の決定(税務課)	4
一般競争入札(病院事業局)	4
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(3件)(産業政策課)	5
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(5件)(産業政策課)	7
家畜伝染病発生の届出(園芸畜産課)	10
土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)	10
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(都市計画課)	10
住民監査請求の監査結果(監査委員事務局)	10

正誤(情報公開・私学課)	13
(会計課)	13



告示

長野県告示第257号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成21年4月6日

長野県知事 村井 仁

- 1 起業者の名称
塩尻市
- 2 事業の種類
市民交流センター整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
塩尻市大門一番町地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)
市民交流センター整備事業(以下「本件事業」という。)は、図書館、子育て支援センター、市民交流施設及び市職員事務室の複合施設に関する事業である。

図書館は法第3条第22号に掲げる図書館法による図書館に、子育て支援センターは法第3条第23号に掲げる社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設に、子育て支援センターは法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に、市職員事務室は法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本件事業の起業者である塩尻市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

平成17年4月に策定された「第四次塩尻市総合計画」では、塩尻市の目指す都市像を「ともに築く自立と創造の田園都市」と定めている。

この計画の策定と並行し、平成17年3月策定された「塩尻市大門地区市街地総合再生計画」において、市民交流施設、図書館、子育て支援センターなどを中心とした、市民交流センターの建設が提案され、市民会議、関係団体との協議・意見交換、市議会との協議を経て、平成18年6月に「市民交流センター建築構想」がまとめられた。その中では、基本理念を「知恵の交流を通じた人づくりの場」とし、これを実現す

るために必要な機能を、図書館機能、子育て支援・青少年交流機能、高齢者活動支援機能、職業活動支援機能及び市民活動支援機能としている。

本件事業は、それぞれの機能を持った施設が連携し、融合することにより、新たな価値を生み出していくことを目指し、整備するものであり、各施設を1つの建物に集約すること及び公共交通機関の利便性が高い場所に整備することにより、利用者の利便性の向上、利用者の増加及び市民の交流が活発になるものと期待される。

イ 本件事業の施行による影響

起業地は、店舗、店舗併用住宅及び駐車場に隣接し、市民交流センターの建設による地域住民の生活環境への影響は少ないものと考えられる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3)のアのとおり、本件事業は、利用者の利便性の向上、

利用者の増加及び市民交流の活性化を図るために早期に施行され、その効果が得られることが望ましい。

また、「市民交流センター建築構想」に掲げられている「知恵の交流を通じた人づくりの場」の基本概念の実現のため、早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用の範囲については、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的と認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

塩尻市役所経済事業部中心市街地活性化推進室

企画課土地対策室

長野県告示第258号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成21年4月6日

長野県知事 村井 仁

1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
通所介護	社会福祉法人中信社会福祉協会	松本市梓川梓2288番地3	宅老所 都波岐の杜	松本市芳川村井町205番地54	平成21年3月1日
	特定非営利活動法人福祉ネットワーク花の木	飯田市丸山町1丁目8番地2	特定非営利活動法人福祉ネットワーク花の木	飯田市丸山町1丁目8番地2	平成21年3月1日
居宅療養管理指導	往診クリニックちの林直樹	茅野市ちの横内2664番地1	往診クリニックちの	茅野市ちの横内2664番地1	平成21年1月1日
認知症対応型通所介護	特定非営利活動法人グループかけはし	飯田市上郷黒田2763番地1	宅老所 姫宮	飯田市上郷黒田2895番地1 カルチャーセンター明美1階	平成21年1月1日
小規模多機能型居宅介護	特定非営利活動法人ゾイロスファミリー	上高井郡小布施町都住198番地1	つどい処	上高井郡小布施町大字中松701番1	平成21年3月1日

2 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社エリシオン松本	松本市開智二丁目3番50号	エリシオン開智	松本市開智二丁目3番50号	平成21年3月1日

3 介護予防事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
介護予防通所介護	社会福祉法人中信社会福祉協会	松本市梓川梓2288番地3	宅幼老所 都波岐の杜	松本市芳川村井町205番地54	平成21年3月1日
	特定非営利活動法人福祉ネットワーク花の木	飯田市丸山町1丁目8番地2	特定非営利活動法人福祉ネットワーク花の木	飯田市丸山町1丁目8番地2	平成21年3月1日
	有限会社すまいる	中野市大字新野59番地1	宅老所 ぼぼんた	中野市大字新野字前田59番地1	平成20年12月1日
介護予防居宅療養管理指導	往診クリニックちの林直樹	茅野市ちの横内2664番地1	往診クリニックちの	茅野市ちの横内2664番地1	平成21年1月1日

地域福祉課

長野県告示第259号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成21年4月6日

長野県知事 村 井 仁

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
訪問リハビリテーション	日本赤十字社長野県支部	長野市大字南県町1074番地	長野赤十字病院付属上山田診療所	千曲市上山田温泉3丁目34番地3号	平成21年3月31日
通所リハビリテーション	日本赤十字社長野県支部	長野市大字南県町1074番地	長野赤十字病院付属上山田診療所	千曲市上山田温泉3丁目34番地3号	平成21年3月31日
訪問看護	日本赤十字社長野県支部	長野市大字南県町1074番地	長野赤十字上山田訪問看護ステーション	千曲市上山田温泉3丁目34番地3号	平成21年3月31日

2 介護予防事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
介護予防訪問リハビリテーション	日本赤十字社長野県支部	長野市大字南県町1074番地	長野赤十字病院付属上山田診療所	千曲市上山田温泉3丁目34番地3号	平成21年3月31日
介護予防通所リハビリテーション	日本赤十字社長野県支部	長野市大字南県町1074番地	長野赤十字病院付属上山田診療所	千曲市上山田温泉3丁目34番地3号	平成21年3月31日

地域福祉課

長野県告示第260号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成21年4月6日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類
基本測量（1:25,000地形図修正測量）
- 2 作業期間
平成20年4月7日から平成21年3月24日まで
- 3 作業地域
長野県全域

建設政策課

長野県告示第261号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成21年4月6日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類
基本測量（基盤地図情報整備作業）
- 2 作業期間
平成20年9月16日から平成21年3月27日まで
- 3 作業地域
松本市、須坂市、塩尻市、安曇野市

建設政策課



公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成21年4月6日

長野県知事 村井 仁

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
長野県税務電算システム保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県総務部税務課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年3月19日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
(1) 名 称 富士通株式会社信越支社
(2) 所在地 長野市鶴賀緑町1415
- 5 随意契約に係る契約金額
40,162,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号

税 務 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年4月6日

長野県知事 村井 仁

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等及び数量
普通乗用自動車 1台
(2) 物品等の特質
仕様書のとおり
(3) 納入期限
平成21年5月15日
(4) 納入場所
長野県庁
(5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」とい